

横手市避難行動要支援者支援計画



横 手 市

第1章 基本的な考え方

- 1. 背景と目的 1
- 2. 基本的な考え方 1
- 3. 避難支援体制 1

第2章 避難行動要支援者名簿と個別計画

- 1. 避難行動要支援者名簿の作成 2
- 2. 名簿情報の提供に関する同意確認 3
- 3. 名簿情報等の提供 4
- 4. 個別計画の目的 4
- 5. 個別計画の作成 4
- 6. 個別計画の共有・管理 4
- 7. 個別計画の確認・修正 5

第3章 日頃の備え

- 1. 情報伝達体制の整備 5
- 2. 避難支援体制の整備 5
- 3. 取り組みの支援 6

第4章 災害発生時の対応

- 1. 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施 6
- 2. 避難支援の実施 6
- 3. 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援 7

第5章 避難所等における避難行動要支援者の支援体制

- 1. 相談窓口の設置 7
- 2. 避難行動要支援者への支援 7
- 3. 福祉避難所・医療機関への移送 7

第1章 基本的な考え方

1 背景と目的

災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠です。災害に対する備えの有無が、被害の規模を大きく左右するといっても過言ではありません。防災対策の推進に当たっては、総合的な取り組みが重要であり、特に高齢者、障がい者、乳幼児その他の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっています。

なかでも、要配慮者のうち、災害発生時又はそのおそれが高まったとき、自ら避難することが困難な者を円滑かつ迅速に避難させるため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難を支援するためには、日頃から高齢者や障がい者など支援を必要とする人を特定し、その一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難所等に避難させるかを定めた「個別計画」を策定しておく必要があります。

この避難行動要支援者支援計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、市における避難行動要支援者の避難支援について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助及び地域(近隣)の共助を基本として、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的としています。

2 基本的な考え方

避難行動要支援者の避難支援については、避難行動要支援者自身も含め、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、さらには自主防災組織などによる組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実に行われることが重要になります。

このような「自助」、「共助」が円滑に機能するためには、日頃から地域で話し合いの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が重要であり、避難行動要支援者の避難支援に当たっては「地域の人材は、地域で守る」を基本とし、地域のさまざまな人と人とのつながりによって平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが必要となります。

3 避難支援体制

(1) 市の役割

- ・避難行動要支援者支援計画の策定
- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・避難行動要支援者名簿登載者に対する名簿情報及び個別計画の安否確認・避難支援等に協力する者（以下「避難支援者」という。）への提供についての同意確認
- ・避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報、個別計画の避難支援者への提供（平常時は同意者のみ提供）

- ・避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報及び個別計画の町内会等、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、消防本部、警察など（以下「支援関係者」という。）への提供（平常時は同意者のみ提供）
 - ・制度の普及と啓発
- (2) 民生委員・児童委員の役割
- ・避難行動要支援者の把握及び調査への協力
 - ・避難行動要支援者名簿への登載及び個別計画作成の呼びかけ
 - ・個別計画の作成、変更及び修正への協力、情報提供
 - ・災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- (3) 自主防災組織、町内会等自治組織（以下「自主防災組織等」という。）の役割
- ・日頃の活動を通じての避難行動要支援者の把握及び調査への協力
 - ・避難行動要支援者名簿への登載及び個別計画作成の呼びかけ
 - ・個別計画の作成、変更及び修正への協力、情報提供
 - ・避難支援者としての協力の呼びかけ
 - ・災害時における避難準備情報等の伝達と状況及び安否確認、避難行動の支援
- (4) 社会福祉協議会の役割
- ・避難行動要支援者の把握及び調査への協力
 - ・避難行動要支援者名簿への登載及び個別計画作成の呼びかけ
 - ・個別計画の作成、変更及び修正への協力、情報提供
 - ・避難支援者、支援関係者との協力関係の構築及び連絡調整
 - ・災害ボランティアセンターの設置及び運営
- (5) 地域包括支援センター、社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割
- ・避難行動要支援者名簿への登載及び個別計画作成の呼びかけ
 - ・サービス利用者（避難行動要支援者）の個別計画の作成、変更及び修正への協力、情報提供
 - ・サービス利用中の者の避難支援
 - ・災害時における福祉避難所としての協力
 - ・災害時における緊急入所、緊急ショートステイ等の対応
 - ・関係機関との連携

第2章 避難行動要支援者名簿と個別計画

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者

次の基準に該当する者を避難行動要支援者とします。

- ・在宅の要介護認定者（要介護1～5）（担当：高齢ふれあい課）
- ・ひとり暮らし高齢者（要介護認定なしの外出困難者）（同上）
- ・身体障害者手帳所持者（1、2級）（担当：社会福祉課）

- ・療育手帳所持者（A）（同上）
- ・精神保健福祉手帳所持者（1級）（同上）
- ・秋田県特定疾患医療給付受給者で重症認定者（担当：県横手保健所）
- ・上記に準ずる者で、自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した者
- ・上記以外で、市長が避難支援等の必要を認めた者

(2) 避難行動要支援者の情報収集と名簿作成

市は、災害対策基本法第49条の10第3項、第4項及び横手市個人情報保護条例第8条第2項2号、同第10条第1項2号に規定する個人情報の利用及び提供の制限の例外規定に基づき、以下の台帳等により避難行動要支援者の情報を収集します。また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の協力を得て、地域において支援が必要な者の情報を収集します。

- ・要介護認定者台帳
- ・ひとり暮らし高齢者台帳
- ・身体障害者手帳交付台帳
- ・療育手帳交付台帳
- ・精神保健福祉手帳交付台帳
- ・秋田県特定疾患医療給付受給者台帳
- ・自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した者
- ・民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等が把握する避難行動要支援者の情報

(3) 避難行動要支援者名簿に登載する事項

市は、収集した情報をもとに、災害対策基本法第49条の10第1項、第2項に規定する避難行動要支援者名簿（様式1）を作成し、次の情報を記載します。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号
- ・FAX番号（必要に応じて）
- ・携帯電話番号（必要に応じて）
- ・メールアドレス（必要に応じて）
- ・避難支援を要する理由
- ・本人の状態を示す事項
- ・その他市長が避難支援に関し必要と認める事項

2 名簿情報の提供に関する同意確認

- (1) 市は、避難行動要支援者名簿登載者やその家族に対して、制度の趣旨や支援関係者への名簿情報等の提供について理解を得るとともに、同意書(様式2)により同意の確認を行います。
- (2) 同意の確認に際しては、「災害はいつ起こるか分からないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被災することも考えられること」をよく説明し、「必ず助けが来ることを保証するものではないこと」について、あらかじめ理解していただくように説明します。

3 名簿情報等の提供

市は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定により避難支援等の実施に必要な範囲で、名簿情報等の提供同意を得られた者及び自ら支援を希望し、個人情報の提供に同意した者の名簿情報等を支援関係者に提供します。

4 個別計画の目的

災害発生時又はそのおそれが高まったとき、避難行動要支援者の避難誘導・支援を迅速かつ的確に行うためには、人的な支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援し、どこに避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。

このため、災害時要支援者は家族とともに、支援に関する必要事項や避難支援者等を記載した個別計画を作成します。

5 個別計画の作成

- (1) 避難行動要支援者名簿登載者やその家族は、避難情報を伝えて避難を促したり、安否確認や避難所等までの避難を支援する避難支援者を、できる限り隣近所から探し、協力を求めます。また、避難支援者が一人では援助できない場合も想定し、二人以上の避難支援者に協力を求めることとします。
- (2) 避難行動要支援者名簿登載者やその家族は、自主防災組織等、避難支援者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等の支援関係者と打ち合わせをしながら、具体的な避難支援等方法についての個別計画(様式3)を作成します。
- (3) 個別計画に記載する事項
 - ・ 避難行動要支援者の住所、氏名、性別、生年月日、電話番号等
 - ・ 緊急時の連絡先
 - ・ 避難支援者の氏名、連絡先等
 - ・ 避難場所等の情報
 - ・ 災害時に配慮しなければならない事項
 - ・ 避難支援にあたり必要な情報

6 個別計画の共有・管理

- (1) 個別計画の原本は市が保管し、副本は避難行動要支援者本人、避難支援者及び支援関係者が共有します。
- (2) 個別計画を保管する者は、災害対策基本法第49条の13の規定により守秘義務が課されることから、避難支援の目的以外に個別計画を利用することはできません。また、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう情報管理に十分配慮しなければなりません。

7 個別計画の確認・修正

避難行動要支援者とその家族、避難支援者は、迅速かつ的確な避難支援等ができるよう、お互いに個別計画の内容を事前に確認します。

個別計画の更新は、災害時における迅速かつ的確な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者名簿の更新にあわせて適切に行います。

また、避難行動要支援者の異動や状況の変化を把握した場合は、避難行動要支援者やその家族、避難支援者に確認したうえで随時追加や修正を行い、常に内容を適正に保つように努めます。

第3章 日頃の備え

1 情報伝達体制の整備

市は、災害発生時又はそのおそれが高まったときは、防災行政無線のほか、よこて安全・安心メール、電話・ファクシミリ、コミュニティFM放送、広報車等のできる限りの手段を利用して、避難準備情報（要援護者避難情報）等の緊急情報を提供します。

また、発令された避難準備情報（要援護者避難情報）等が避難行動要支援者に確実に届くよう、情報伝達体制の整備に努めます。

2 避難支援体制の整備

(1) 地域における避難支援体制の整備

- ・ 自主防災組織等は、地域における声かけ・見守り活動や防犯活動等の各種活動を通じて、人と人とのつながりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域にとけ込んでいける環境づくりを行うなど、地域ぐるみの避難体制の整備に努めます。
- ・ 地域で避難支援体制を整備するためには、支援関係者が避難行動要支援者の存在を把握し、支援体制の整備の必要性を共有するとともに、地域での防災訓練の実施などについて検討することが必要です。
- ・ 地域での避難支援は、避難行動要支援者と地域及び避難支援者との信頼関係に基づく取り組みであることから、平素から相互にコミュニケーションを図り、避難行動要支援者にどのような支援が必要かを話し合い、信頼関係を深めておくことが大切です。

また、災害が発生したときは、避難支援者自身が被災者となる可能性もあり、支援活動ができないことも想定されます。このため、「地域における支援活動は義務や責任を伴う

ものではない」ことを、避難支援を受ける者も含め、関係するすべての方々が理解することが大切です。

(2) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等は、市から提供される緊急情報等に基づき、事前に避難行動要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報（要援護者避難情報）等の発令の際は、迅速かつ的確な避難支援を行うものとします。

(3) ボランティア等との連携

市、自主防災組織及び社会福祉協議会等は、ボランティアなどの避難支援者との連携に努めるものとします。

3 取り組みの支援

市は、市民に対する説明や広報等により取り組みに関する普及啓発を図るとともに、避難支援者の確保など支援体制の構築についての先進事例の情報提供を行うなどして、それぞれの地域の取り組み状況に応じたアドバイスを行います。また、支援関係者等に連携を働きかけ、地域の取り組みが円滑に進むよう積極的に支援します。

第4章 災害発生時の対応

1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施

- (1) 避難支援者は、災害発生時又はそのおそれが高まったとき、まず自分自身や家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援に向かいます。
- (2) 避難支援者は、市からの災害情報を、避難行動要支援者の特性に応じた手段により伝達します。
- (3) 避難支援者は、居住家屋等の被害状況と避難行動要支援者の安否を確認し、避難等の適切な支援を行います。

2 避難支援の実施

- (1) 避難支援者は、避難が必要と判断した場合、個別計画に基づき避難支援を行います。ただし、無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させる可能性もあることから、周囲の人に協力を求めるなど、できる限り安全に対応することとします。

なお、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難行動要支援者が支援を拒否した場合は、避難を説得するなどの役割まで求めることはできません。

- (2) 避難支援者は、個別計画に基づいた支援をしますが、避難支援者自身が被災するなどにより支援ができないときは、自主防災組織等に連絡するものとします。

また、倒壊又はそのおそれがある家屋に取り残された場合など、自主防災組織等による支援が困難又は危険と判断される場合は、二次災害を避けるためにも無理な活動は行わず、救助を要請します。

- (3) 避難支援者は、避難行動要支援者を避難所等に避難させた場合は、避難所等の責任者に避難行動要支援者の避難が完了した旨を確実に引き継ぐものとします。

3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

市は、災害発生時又はそのおそれが高まったとき、避難行動要支援者名簿登載者の生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により本人の同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支援に活用するため、支援に必要な範囲で、名簿情報及び個別計画を支援関係者や避難所運営責任者等に提供できるものとします。また、大規模災害の場合は自衛隊等にも提供できるものとします。

第5章 避難所等における避難行動要支援者の支援体制

1 相談窓口の設置

避難行動要支援者の支援ニーズは、一人ひとり異なり、また災害時の心身の状況によっても異なることが考えられます。市は、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等の協力を得て、支援ニーズを迅速かつ正確に把握するため避難所等に専門の相談窓口を設け、相談体制を整えます。

2 避難行動要支援者への支援

- (1) 避難行動要支援者の避難所等は、環境のよい場所へ受け入れできるだけできる限り配慮し、併せて他の避難者にも協力を求めます。
- (2) 避難所等では、高齢者や障がい者等が生活するうえで妨げとなるものをできる限り取り除くように努めます。
- (3) 介護を必要とする高齢者や障がい者等については、できる限り専用スペースを設け、プライバシーを確保するとともに、必要な介護機器・福祉用具の手配に努めます。
- (4) 情報提供に当たっては、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状況等に配慮し、紙媒体や音声・文字・手話など、できる限りさまざまな方法を用います。
- (5) 必要に応じて、ボランティアの支援を求めます。
- (6) 避難所等での対応が困難なニーズについては、災害対策本部に支援を要請します。
- (7) 避難行動要支援者の心のケアをするため、必要により専門の職員の派遣を要請します。

3 福祉避難所・医療機関等への移送

市は、避難行動要支援者の障がいの重度化や合併症を予防する観点から、医師、看護師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じ、その結果によっては福祉避難所や福祉施設、医療機関への移送を検討し対応します。